【別紙】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	介護保険指定 事業所番号	（本庄市指定） 番号１１０４３０００５６
法　人　名	社会福祉法人　本庄市社会福祉協議会		
代 表 者 名	会長　吉田　信解		
所　在　地	本庄市銀座１丁目１番１号		
連　絡　先	本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会 電話　０４９５－２２－７０８８　FAX　０４９５－２１－５５１６		
営　業　日	月曜日から金曜日 （祝日、年末年始12/29～1/3を除く）		
営 業 時 間	午前８時３０分から午後５時１５分まで		
職 員 体 制	管理者　保健師および看護師　主任介護支援専門員　社会福祉士（各１名以上）		

２．介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う事業者とその事業所

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターから受託する事業者

事業者の名称	
代 表 者 名	
所　在　地 （連 絡 先）	電話　　FAX

②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所

事業所の名称		介護保険指定 事業所番号	番号
代 表 者 名			
所　在　地 （連 絡 先）	電話　　FAX		
担 当 者 名			
営　業　日			
営 業 時 間			

３．サービスの対象者

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者（以下、「事業対象者」という。）を対象者とします。

４．介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの種類とその内容

介護予防支援 介護予防ケアマネジメントの類型	説　明
■介護予防支援 ■介護予防ケアマネジメントA （原則的な介護予防ケアマネジメント） ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービス を利用する場合等に実施	■現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様 ■アセスメント ⇒介護予防サービス・支援計画書原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒介護予防サービス・支援計画書の確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 ⇒モニタリング【給付管理】 ⇒評価 ■面接によるモニタリングは、少なくとも３か月ごとに実施 ■利用者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。
■介護予防ケアマネジメントB （簡略化した介護予防ケアマネジメント） ・指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等に実施	■サービス担当者会議を省略したケアプランの作成 ■アセスメント ⇒介護予防サービス・支援計画書原案作成 （⇒サービス担当者会議） ⇒利用者への説明・同意 ⇒介護予防サービス・支援計画書の確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 （⇒モニタリング【適宜】） ⇒評価
■介護予防ケアマネジメントC （初回のみの介護予防ケアマネジメントのプロセス）	■ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービスや配食などその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 ■初回のみ、アセスメント ⇒ケアマネジメント結果案の作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒提供者への説明・送付 ■モニタリング等は行わない ■適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメントの結果をサービス提供者に送付または本人が持参（利用者の同意必要）

５．サービスの内容

（１）　事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（２）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。

（３）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

（４）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

（５）　事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（６）　前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供し、説明等を行います。

６．介護予防サービス・支援計画原案の作成

（１）　介護予防サービス・支援計画書原案の作成は、これらの業務を行う事業者（または事業者が委託した居宅介護支援事業所）」と利用者と契約を締結して作成します。

（２）　介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務を受託した居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して介護予防サービス・支援計画書原案作成業務に従事することとします。

（３）　事業者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成について、居宅介護支援事業者に助言・指導するとともに、作成された介護予防サービス・支援計画書原案について内容の妥当性を評価し意見を付します。

７．介護予防サービス・支援計画作成の担当者

事　　業　　所	本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会
所　　在　　地	本庄市銀座１丁目１番１号
電　話　番　号	０４９５－２２－７０８８
担　　当　　者	

８．市町村への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の担当者もしくは介護支援専門員にご相談ください。

９．利用者負担

（１）　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。

（２）　事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	（　　）

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口にご連絡願います。

【地域包括支援センター】 名称 本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会	所在地　本庄市銀座１丁目１番１号 電話番号　０４９５－２２－７０８８ FAX番号　０４９５－２１－５５１６ 対応時間　8：30～17：15 （土･日・祝日・12/29～1/3を除く）
【事業所】 名称	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間

（2）公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

本庄市高齢者福祉課 高齢者包括支援係	所在地　本庄市本庄３－５－３ 電話番号　０４９５－２５－１１２７ FAX番号　０４９５－２３－１９６３ 対応時間　8:30～17:15 （土･日・祝日・12/29～1/3を除く）
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情対応係	所在地　さいたま市中央区大字下落合１７０４ 電話番号　０４８－８２４－２５６８ FAX番号　０４８－８２４－２５６１ 対応時間　8:30～正午、13:00～17:00 （土･日・祝日）

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応になります。

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

介護予防及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　　本庄市銀座１丁目１番１号

法人名　　社会福祉法人　本庄市社会福祉協議会

事業所名　本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

代表者　　吉田　信解　　印

説明者　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名　　印